

# 令和7年度 駐車監視員資格者認定審査の実施について

## 駐車監視員資格者認定審査の受検手続

### 1 申請期間

令和7年11月4日(火)から11月26日(水)まで  
(窓口申請の場合は、平日 午前8時30分から午後5時15分までの間)

### 2 申請方法

いずれかの方法で申請してください。

- (1) 申請書類を受付場所窓口に提出
- (2) 申請書類を受付場所に郵送(11月26日(水)必着)
- (3) 三重県電子申請・届出システムでの申請



こちらのQRコードから  
システムにログインできます  
(11月4日から)

### 3 受付場所

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目100番地  
三重県警察本部 交通部交通指導課 放置駐車対策係

### 4 定員

15人(定員に達した時点で受付を締め切ります。)

### 5 認定審査日程

|      | 日 時                                              | 会 場                |
|------|--------------------------------------------------|--------------------|
| 認定審査 | 令和7年12月10日(水)<br>受付開始 9時00分<br>審査時間 9時30分～10時30分 | 三重県警察本部<br>7階東小会議室 |

### 6 必要書類

#### (1) 認定申請書

申請書は放置駐車対策係の窓口及び県内各警察署の交通課窓口でも受領できます。  
また、ホームページ上から様式をダウンロードすることもできます。

#### (2) 経歴書、人事記録証明書等

駐車監視員資格者講習修了者と同等以上の技能及び知識を有する者であることを証明する書類

#### (3) 写真2枚

申請前の6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの。うち1枚は申請書に貼付してください。

#### (4) 身分証

窓口申請の場合は、申請時に本人確認のため提示願います。  
郵送申請の場合は、運転免許証等の顔写真付きの身分証の写しを郵送願います。  
電子申請・届出システム申請の場合、認定審査当日に身分証の確認を行います。

#### (5) 手数料 4,500円 (三重県収入証紙により申請時に納付してください。)

三重県収入証紙は、三重県内の百五銀行・三十三銀行等で購入できます。  
電子申請・届出システム申請の場合は、クレジットカードでの支払いとなります。

## 7 認定要件

駐車監視員資格者講習修了者と同等以上の技能及び知識を有する者として、公安委員会が認定する者で、具体的には、

- ① 道路交通関係法令の規定の違反取締りに関する事務に従事した期間が通算して3年以上の者
- ② 確認事務における管理的又は監督的地位にあった期間が通算して5年以上の者
- ③ ①又は②に掲げる者と同等の経歴を有する者

などが対象となり、その技能及び知識を審査して行うことになります。

この審査は、駐車監視員資格者講習における修了考査と同程度の難易度の考査により行います。

※ 駐車監視員資格者証の交付を受けるには認定考査に合格し、認定証の交付を受けた上、駐車監視員資格者証の交付申請が必要となります。

### ※ 欠格事由

道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる事項(下記)のいずれかに該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- 18歳未満の者
- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 一定の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者や暴力団関係者、アルコール・覚醒剤等の中毒者などに該当する者
- 過去に駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

※ 駐車監視員資格者証を取得しても、確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、実際に駐車監視員としての活動を行うことはできません。

問合せ先(書類送付先)

〒 514-8514

三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部 交通指導課 放置駐車対策係

(059)222-0110

(内線 5140・5141・5142)